

ジュニアNISA制度の終了について

ジュニアNISAは2023年12月末をもって制度が終了します。

制度終了に伴う、2024年1月以降の取扱い変更についてご案内します。

1 ジュニアNISA口座での新たな投資信託の購入は2023年12月末まで^(*)

2024年1月以降は、ジュニアNISA口座での新たな非課税投資はできません。

(*)2023年内に受渡し完了する取引が対象となりますのでご注意ください。

2 2023年末までにジュニアNISA口座で購入された投資信託の取扱い

◇2023年末までにジュニアNISA口座で購入された投資信託は、現行の非課税期間(5年間)が終了するまで非課税で保有することができます。

◇非課税期間終了時の取扱いは以下のとおり、非課税期間終了年の翌年1月1日時点のご年齢により

①または②となります。

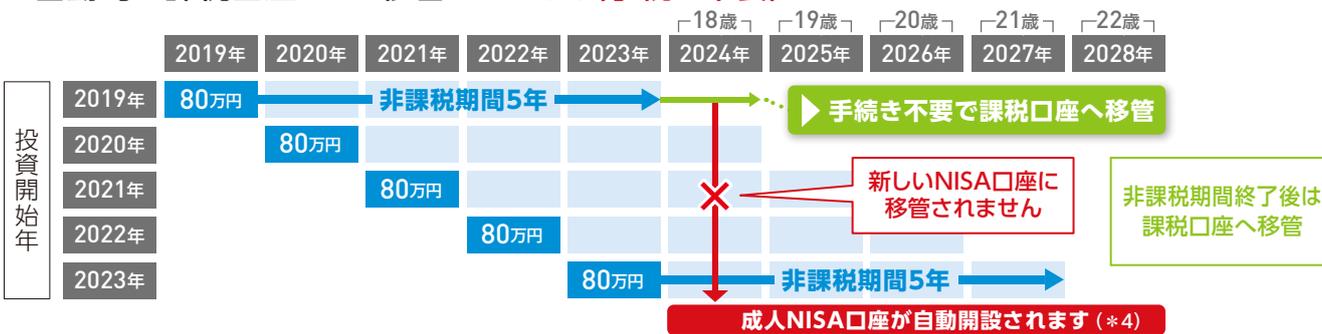
①口座名義人さまのご年齢が翌年1月1日時点で17歳以下の場合

自動的に継続管理勘定^(※1)に移管のうえ、口座名義人が18歳になるまで^(※2)引き続き非課税で保有することが可能です。(手続き不要)



②口座名義人さまのご年齢が翌年1月1日時点で18歳以上の場合

自動的に課税口座^(※3)へ移管されます。(手続き不要)



(※1)継続管理勘定については裏面⑤よくあるご質問をご参照ください。(※2)口座名義人がその年の1月1日時点で18歳になる年の前年の12月末まで。(※3)お客さまがNISAを開設している取引店の特定口座(特定口座を開設していない場合は一般口座)に移管されます。課税口座へ移管するファンドと同銘柄のファンドを一般口座で保有されている場合は、一般口座へ移管されません。(※4)1月1日時点で成年の方は自動的にNISA口座が開設されます。

3 2024年以降の払出し制限の緩和について

ジュニアNISA口座には払出し制限があり、口座名義人が3月31日時点で18歳である年の前年の12月末まで、ジュニアNISA口座からの払出しはできません。

2024年以降は、年齢によるジュニアNISA口座の払出し制限がなくなり、過去に非課税として支払われた譲渡益および配当金等について、遡って課税されずに払出すことができます。ただし、払出す場合は、ジュニアNISA口座並びに課税未成年者口座および継続管理勘定について保有している上場株式等も含めすべて払出し、これらの口座を廃止する必要があります。

4 その他のご留意事項

①ジュニアNISAを利用している定期定額購入(とうしんつみたて)の取扱い

(対象契約を保有されているお客さまには、11月頃に別途詳細をお知らせ予定です。)

「ジュニアNISA」を利用しているとうしんつみたては、2024年1月以降、課税口座(特定預りまたは一般預り)での積み立てに変更となります(※)。

課税口座での積み立てを希望されない場合は、年内にご解約のお手続きが必要です。

②分配金再投資の取扱い

ジュニアNISA制度の非課税枠を利用した分配金の再投資は、2024年以降は課税扱いになります。

お客さまの分配金受け取り方法につきましては、「取引残高報告書」の「お取引の明細」の欄や、「収益分配金のご案内」(*)「収益分配金再投資のご案内」(*)等でご確認いただけます。

(*)電子交付サービスに限り交付する書面です。

※ 翌年1月1日時点で18歳である場合は、自動的に開設されるNISA口座(成長投資枠)で継続して積み立てられます。ただし、積み立てているファンドが、2024年以降に「成長投資枠対象外」の場合は、課税口座(特定預りまたは一般預り)での積み立てに変更となります。成長投資枠対象ファンドは、当社ホームページ「投信セレクト」のファンド検索にて確認可能となる見込みです。(2023年9月中旬頃より)

当社ホームページの投信セレクトはこちら
<https://safe.tr.mufg.jp/cgi-bin/toushin/tsl.cgi/index.html>



5 Q&A(よくあるご質問)

Q 現在、保有している投資信託はどうなりますか？

A 非課税期間終了(5年間)まで、非課税のまま保有いただけます。

非課税期間終了時に口座名義人が未成年の場合、2024年以降新たに設けられる継続管理勘定で成人になるまで、非課税扱いで保有することができます。

Q 継続管理勘定とは何ですか？

A 2024年(令和6年)以降にジュニアNISA口座に設定される非課税期間の終了を迎えた上場株式等の受け入れ専用の非課税投資枠です。口座名義人さまが1月1日時点で18歳である年の前年未までご利用いただけます。積み立てや分配金再投資等による購入を含む、新規購入はできません。

当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更となる可能性があります。

商号等 三菱UFJ信託銀行株式会社
登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号

加入協会 日本証券業協会
一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人 日本投資顧問業協会